

広告を掲載した媒体の提供に関する協定書（案）

1. 広告媒体の種類 ●●●●●●
2. 広告媒体の規格等 ●●●●●●
3. 設置場所 ●●●●●●
4. 使用料 ●●●●●●円
5. 使用期間 ●●年●月●日 から ●●年●月●日 まで

上記の広告媒体の提供について、野洲市（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

●●年●月●日

甲 住 所 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1
氏 名 野洲市長 栢 木 進 ⑩

乙 住 所
氏 名 ⑩

(総則)

第1条 乙は、市民へのサービス向上及び地域企業の育成発展に資することを目的として、広告媒体に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、広告媒体を製作する。

2 前項に定める目的を達成するため、甲は、広告媒体を市民の使用に供するものとする。

(無償提供)

第2条 乙は、甲に対し広告媒体を無償で提供する。

(納入方法)

第3条 乙は、甲があらかじめ指定する時期に、甲が指定する数量の広告媒体を納入するものとする。

(広告の募集)

第4条 乙が広告媒体に掲載する広告については、「野洲市広告事業実施要綱」及び「野洲市広告掲載基準」並びに当該広告媒体の提供に係る募集要項を遵守しなければならない。

(製作上の注意事項)

第5条 乙は、広告主に対し、甲が広告を募集しているような誤解を与えてはならない。

2 乙は、広告内容のほか、色、形状等の広告媒体の仕様について、事前に甲と協議し、甲の承諾を受けた後に広告媒体を作成しなければならない。

3 乙は、前項に定める承諾に係る審査を受けるため、掲載する広告等のデザインなど必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

(市章等の掲載)

第6条 乙は、市の市名、市章等を甲が指定する位置に掲載しなければならない。

2 乙は、甲の指定する内容を甲の指示により掲載しなければならない。

(有効期間)

第7条 本協定書の有効期間は、締結日から使用期間の満了する日までとする。

2 前項に定める有効期間の6月前までに、甲又は乙から何ら意思表示のないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

3 前項の更新については、2回を限度とする。

(協定書の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙と協議し、その後も乙の改善が認められない場合には、この協定書を解除することができる。この場合、乙は、速やかに広告媒体を撤去し、これにより乙に損害が生じた場合においても、甲はその責めを負わない。

(1) 乙が、協定書記載事項の項目に違反したとき

(2) 乙が、故意に協定書記載事項の履行を遅延し、又は不正な行為があったとき

(3) 乙が、正当な理由なく期限内に協定書記載事項を履行する見込みがないと認められたとき

2 乙は、甲が協定書記載事項の履行について違反行為があったと認めるときは、甲と協議し、その後も甲の改善が認められない場合には、この協定書を解除することができる。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(その他)

第10条 乙は、広告の募集、内容に関する苦情等に対して、速やかに解決に当たらなければならない。

2 乙は、乙又は乙が提供した広告媒体に掲載された広告に問題が生じたときは、速やかに甲に報告するとともに、社会的影響を考慮して必要と認める場合は、当該広告媒体を回収し、代替する物品を提供する等の必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、広告媒体の仕様の変更をするときは、3月前までに当該変更の事項を通知し、甲の指示に従わなければならない。

4 乙は、住所、氏名等に変更があったときは、甲に届け出なければならない。

5 乙が広告媒体を提供する期間内において、甲は他の事業者から同様の物品の提供を受けてはならない。

6 広告媒体の無償の提供は広告事業であり、甲乙協力して広告媒体の価値を高めることに努めるものとする。

7 この協定書に定めのない事項や協定書に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、解決を図るものとする。